

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和6年6月21日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称  
藤井寺市岡二丁目522番6ほか  
藤井寺駅前商業施設
- 2 法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による公告をした日  
令和6年1月19日（令和6年大阪府告示第37号）
- 3 藤井寺市の意見の概要
  - (1) 来店車両等が収容台数を上回る場合は、適切に対応を図ること。
  - (2) 周辺道路における迷惑駐車や渋滞が発生した場合は、必要な対策を講じること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
  - (1) 縦覧の期間  
令和6年6月21日から同年7月22日まで
  - (2) 縦覧の場所  
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階  
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課  
藤井寺市岡一丁目1番1号  
藤井寺市市民生活部産業創造室商工労働課